

出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

(行政手続法の適用除外)

第18条の4 第17条の2第1項第3号、第18条又は第49条の2の規定による措置を解除する処分については、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く。）の規定は、適用しない。

#### 第5節 更生医療、補装具等

(支給費用の額)

第19条の7 第19条第1項の規定によつて支給する費用の額は、第19条の4の規定により指定医療機関が請求することができる診療報酬の例により

(病院又は診療所の指定)

第13条の3 (略)

2 法第19条の2第1項の規定による都道府県知事の指定を受けようとする指定訪問看護事業者等（健康保険法（大正11年法律第70号）第44条ノ4第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第7条第8項に規定する訪問看護を行う者に限る。）をいう。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該申請に係る訪問看護ステーション等（指定訪問看護事業者等が当該指定に係る訪問看護事業又は居宅サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一～四 (略)

3 (略)

算定した額とする。ただし、当該身体障害者又はその扶養義務者に費用の負担能力があるときは、その負担能力に応じ、これを減額することができる。

(盲導犬の貸与)

第21条の3 (略)

#### 第6節 社会参加の促進等

第23条 市町村は、前条に規定する売店の設置及びその運営を円滑にするため、その区域内の公共的施設の管理者と協議を行い、かつ、公共的施設における売店設置の可能な場所、販売物品の種類等を調査し、その結果を身体障害者に知らせなければならない。

(措置の受託義務)

第28条の2 身体障害者居宅生活支援事業を行う者又は身体障害者更生援護施設の設置者は、第18条第1項又は第3項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(市町村の支弁)

第35条 身体障害者の更生援護について、この法律において規定する事項に要する費用のうち、次に掲げるものは、市町村の支弁とする。

一 (略)

二 第13条、第14条、第17条の2、第18条、第19条及び第20条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用(国立施設に対し第18条第3項の規定による委託をした場合において、その委託後に要する費用を除く。

)

二の二 第17条の4若しくは  
第17条の6又は第17条の10  
の規定により市町村が行う  
居宅生活支援費若しくは特  
例居宅生活支援費又は施設  
訓練等支援費（第43条の4  
及び第45条において「居宅  
生活支援費等」という。）  
の支給に要する費用

二の三 第17条の14（第18条  
の2第1項において準用する  
場合を含む。）の規定によ  
り市町村が行う更生訓練費  
又は物品の支給に要する費  
用

### 三・四 （略）

（都道府県の支弁）

第36条 身体障害者の更生援護  
について、この法律において  
規定する事項に要する費用の  
うち、次に掲げるものは、都  
道府県の支弁とする。

### 一～二の二 （略）

三 第13条、第14条、第15条  
、第19条の5、第19条の6及  
び第21条の3の規定により  
都道府県知事が行う行政措  
置に要する費用

### 四 （略）

（国の支弁）

第36条の2 国は、第17条の32  
又は第18条第3項の規定によ  
り、国立施設に入所した身体  
障害者の入所後に要する費用  
を支弁する。

（政令で定める機関）

第21条 （略）

（担当する医療の種類）

第22条 （略）

2 （略）

（担当する医療の種類の変更）

第13条の5 令第22条第2項の  
規定による承認の申請は、第  
13条の3第1項各号に掲げる事  
項を記載した申請書をその所  
在地の都道府県知事に提出す

ることにより行うものとする。  
。

(届出)

第23条 (略)

(指定辞退の申出)

第24条 (略)

(費用の負担が行われなかった  
場合の市町村長に対する通知  
)

第25条 (略)

(医療に関する審査機関)

第26条 (略)

(購買物品)

第27条 (略)

(施設に関する届出及び報告)

第28条 (略)

第22条 令第28条第1項の規定により身体障害者更生援護施設の種類を変更し、又はその施設を休止し、若しくは廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一～三 (略)

第22条の3 令第28条第1項の規定により身体障害者の更生援護の事務に従事する者の養成施設を休止し、又は廃止しようとするときは、市町村は、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一・二 (略)

2 (略)

(厚生労働省令への委任)

第29条 この政令に定めるもののほか、身体障害者更生相談所、身体障害者手帳、居宅受給者証、施設受給者証、更生医療及び身体障害者更生援護施設について必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(都道府県の負担及び補助)

第37条 都道府県は、政令の定めるところにより、第35条の

(都道府県又は国の負担)

第30条 法第37条第1項又は第37条の2第1項の規定による都

規定により市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第35条第2号の費用（第17条の2、第18条第3項、第19条及び第20条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第35条第2号の2の費用（第17条の10の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その4分の1

二 第35条第2号の費用（第9条第1項に規定する居住地を有しないか、又は明らかでない身体障害者（以下この条において「居住地不明身体障害者」という。）についての第17条の2、第18条第3項、第19条及び第20条の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。）及び第35条第2号の2の費用（第17条の10の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。）については、その10分の5

三 （略）

道府県又は国の負担は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 （略）

二 法第35条第4号又は第36条第4号に掲げる費用のうち身体障害者更生援護施設の運営に要する費用（法第34条に規定する視聴覚障害者情報提供施設に係るものに限る。）については、厚生労働大臣が身体障害者更生援護施設の所在地による地域差その他の事情を考慮して定める基準によつて算定した額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）

三 法第35条第2号に掲げる費用のうち法第18条第3項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第35条第2号に掲げる費用（法第18条第3項の行政措置に要する費用に限る。）の額（その額が当該年度において現に要した当該費用の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第38条第4項の規定による徴収金の額を控除した額

四 法第35条第2号の2に掲げる費用のうち法第17条の10第1項の施設訓練等支援費

の支給に要する費用については、同条第2項第1号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額（その額が当該年度において現に当該指定施設支援（同条第1項に規定する指定施設支援をいう。）に要した費用（同項に規定する特定日常生活費を除く。）の額（その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。）を超えるときは、当該費用の額とする。）から同条第2項第2号に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

五～七 （略）

（都道府県の負担の対象とならない施設）

第31条 （略）

（都道府県又は国の補助）

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第35条の規定により市町村が支弁する費用のうち、次に掲げるものについて補助することができる。

一 第35条第2号の費用（第18条第1項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）及び第35条第2号の2の費用（第17条の4又は第17条の6の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く。）については、その4分の1以内

二 第35条第2号の費用（第18条第1項の規定により居住地不明身体障害者について

第32条 法第37条第2項又は第37条の2第2項の規定による都道府県又は国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

一 法第35条第2号に掲げる費用のうち法第18条第1項の行政措置に要する費用については、厚生労働大臣が定める基準によつて算定した法第35条第2号に掲げる費用（法第18条第1項の行政措置に要する費用に限る。）の額から厚生労働大臣が定める基準によつて算定した当該費用に係る法第38条第4項の規定による徴収金の額及び当該費用のためのその他の収入の額の合計額を控除した額

二 法第35条第2号の2に掲げ

市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)及び第35条第2号の2の費用(第17条の4又は第17条の6の規定により居住地不明身体障害者について市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。)については、その10分の5以内

る費用のうち法第17条の4第1項の居宅生活支援費又は法第17条の6第1項の特例居宅生活支援費の支給に要する費用については、法第17条の4第2項第1号(法第17条の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した費用の額(その額が当該年度において現に当該指定居宅支援(法第17条の4第1項に規定する指定居宅支援をいう。))又は当該基準該当居宅支援(法第17条の6第1項に規定する基準該当居宅支援をいう。)に要した費用(法第17条の4第1項に規定する特定費用を除く。)の額(その費用のための収入があるときは、その収入の額を控除するものとする。)を超えるときは、当該費用の額とする。)から法第17条の4第2項第2号(法第17条の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる厚生労働大臣が定める基準によつて算定した額を控除した額

(国の負担の対象とならない施設)

(国の負担及び補助)

第37条の2 国は、政令の定めるところにより、第35条及び第36条の規定により市町村及び都道府県が支弁する費用について、次に掲げるものを負担する。

一・二 (略)

三 第35条第2号の費用(第18条第1項及び第2項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用を除く。)、第35条第2号の2の費用(

第33条 法第37条の2第1項第1号の政令で定める施設は、第31条各号に掲げるものとする。

第17条の1の規定により市町村が行う施設訓練等支援費の支給に要する費用に限る。)及び第36条第3号の費用(第19条の5及び第21条の3の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用を除く。)については、その10分の5

- 2 国は、政令の定めるところにより、第35条の規定により市町村が支弁する費用のうち、同条第2号の費用(第18条第1項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用に限る。)及び第31条第2号の2の費用(第17条の4又は第17条の6の規定により市町村が行う居宅生活支援費又は特例居宅生活支援費の支給に要する費用に限る。)については、その10分の5以内を補助することができる。

(費用の負担命令及び徴収)

第38条 (略)

2・3 (略)

- 4 第18条第1項の規定により身体障害者居宅支援の提供若しくは提供の委託が行われた場合、同条第2項の規定により日常生活用具の給付若しくは貸与若しくはその委託が行われた場合、同条第3項の規定に基づき身体障害者更生施設等への入所若しくは入所の委託(国立施設への入所の委託を除く。)が行われた場合又は補装具の交付若しくは修理が行われた場合(業者に委託して行われた場合を除く。)においては、当該行政措置に要する費用を支弁した市町村の長は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の

全部又は一部を徴収することができる。

- 5 市町村により国立施設への入所の委託が行われた場合においては、厚生労働大臣は、当該身体障害者又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

(準用規定)

第38条の2 社会福祉法第58条第2項から第4項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和27年法律第219号）第2条第2項第3号の規定又は同法第3条第1項第4号及び第2項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(不正利得の徴収)

第43条の4 市町村は、偽りその他不正の手段により居宅生活支援費等の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給を受けた額に相当す

(身分を示す証明書の様式)

第22条の5 法第17条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第13号のとおりとする。

2 法第17条の28第2項において準用する法第17条の21第2項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第14号のとおりとする。

3 法第39条第3項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第15号のとおりとする。

4 法第43条の3第2項により読み替えて適用された法第39条第3項の規定により当該職員が携帯すべき証明書の様式は、別表第16号のとおりとする。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>る金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 市町村は、指定居宅支援事業者及び指定身体障害者更生施設等（以下この項において「指定居宅支援事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支払を受けたときは、当該指定居宅支援事業者等に対し、その支払った額を返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。</p> <p>3 前2項の規定による徴収金は、地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入とする。</p> <p>（権限の委任）</p> <p>第43条の5 （略）</p> | <p>（大都市等の特例）</p> <p>第34条 （略）</p> | <p>（権限の委任）</p> <p>第22条の6 法第43条の5第1項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が第4号及び第5号に掲げる権限を自ら行うことを妨げない。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>（大都市の特例）</p> <p>第24条 令第34条第1項の規定により、地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。</p> <p>（略）</p> <p>（中核市の特例）</p> <p>第25条 令第34条第2項の規定により、地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「</p> |
| <p>2 （略）</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

(受給権等の保護)

第45条 居宅生活支援費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2 前項に規定するもののほか、この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとなつてにかかわらず、差し押さえることができない。

第48条の2 市町村は、条例で、第17条の7第2項後段若しくは第17条の8第2項の規定による居宅受給者証の提出若しくは返還又は第17条の12第2項後段若しくは第17条の13第2項の規定による施設受給者証の提出若しくは返還を求められてこれに応じない者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

(事務の区分)

第35条 第4条(第10条第2項において準用する場合を含む。)、第8条第1項、第9条第2項から第5項まで及び第12条第1項の規定により市町村が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第2号に規定する第2号法定受託事務とする。

(政令で定める障害)

第36条 (略)

中核市」という。)が身体障害者の福祉に関する事務を処理する場合においては、次の表の上欄に掲げるこの省令の規定中の字句で、同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄の字句と読み替えるものとする。

(略)

別表第1号(第1条の8関係)

(略)

別表第13号(第22条の5関係)

|  |  |                                                                                         |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------|
|  |  | (略)<br>別表第14号 (第22条の5関係)<br>(略)<br>別表第15号 (第22条の5関係)<br>(略)<br>別表第16号 (第22条の5関係)<br>(略) |
|--|--|-----------------------------------------------------------------------------------------|